

調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成19年(行ツ)第191号 平成19年(行ヒ)第203号
決 定 日	平成19年7月17日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
当 事 者 等	当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成18年(行コ)第311号(平成19年3月29日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反をいうもの又はその前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成19年7月17日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上 告 人 兼 申 立 人	西日本旅客鉄道株式会社
被上告人兼相手方	国
同 補 助 参 加 人	ジェーアール西日本労働組合